

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定規程

平成18年7月19日

規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の規定に基づき社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定に関する事項を定めることを目的とする。

(計画の名称)

第2条 計画の名称は、笠間市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)とする。

(計画の目標年度及び構成)

第3条 計画は、基本計画編及び実施計画編の2編からなるものとし、目標年度及び構成は概ね次のとおりとする。

(1) 基本計画編

5ヵ年計画とし地域における「福祉の現状と課題」を整理し、地域福祉の実現化を目指し基本施策を策定する。

(2) 実施計画編

5ヵ年計画とし基本計画を基として、具体的事業を年次で策定する。

(3) 計画の評価、見直し

計画は、必要に応じ評価、見直しを行う。

(委員会の設置)

第4条 計画を策定するにあたり社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営等については別に要綱を定めるものとする。

(計画の決定)

第5条 計画は、委員会からの答申を受け、本会会長が決定するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。